

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日の翌日)

目次  
条 例 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

## 条 例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十三年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県条例第二十号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表の第一種県営住宅の表中

四十二年 上 井 倉吉市小田

簡易耐火 四、七二〇円

倉吉市小田 簡易耐火 四、七二〇円

鳥取市浜坂 中層耐火 五、〇二〇円

米子市西三柳 中層耐火 四、八一〇円

同表の第二種県営住宅の表中

四十二年 上 井 倉吉市小田

簡易耐火 四、〇〇〇円

を

四十二年	四十二年	四十二年
三柳	浜坂	上井

に改め、

四十二年	四十二年	四十二年	四十二年	四十二年	四十二年	四十二年	四十二年
陰田	三柳	三柳	高城	三明寺	美穂	網代	上井

附 則  
この条例は、公布の日から施行する。

倉吉市小田	簡易耐火	四、〇〇〇円	
岩美郡岩美町大字網代	中層耐火	三、〇五〇円	漁村向集合住宅
鳥取市下味野	簡易耐火	三、六八〇円	
倉吉市巖城	簡易耐火	三、七七〇円	
倉吉市上米積	簡易耐火	三、六四〇円	
米子市両三柳	簡易耐火	三、八八〇円	
米子市両三柳	簡易耐火	三、七七〇円	
米子市陰田町	簡易耐火	三、七七〇円	

に改める。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】